

本抄訳は、マドフ救済基金からの第7回目の小切手送付の際に同封されていた通知の記載に基づいて、SMBC日興証券株式会社が作成したものであり、原文と抄訳に乖離または齟齬がある場合は原文が優先されます。

マドフ救済基金
私書箱 6310
シラキューズ, ニューヨーク 13217-6310

2021年9月

謹啓 申請者様

貴方の持分に対するMVFからの**第7回目**の支払いとなる小切手を同封します。我々はマドフ関連証券によるマドフ詐欺被害者30,539件に対し、総額5億6,864万8,065ドルを直接分配することを大変嬉しく思っています。第7回目の支払いは、マドフ救済基金(以下、「MVF」といいます。)からの小切手を受領する被害者の数で見るとこれまでで最大規模となり、ドルベースでは3番目に大きな分配額となります。重要なのは、2,631件の被害者がMVFから初めて小切手を受領するということです。概ね、MVFは現在39,494件の被害者に37億6,212万4,240ドル(MVFの資産40.5億ドルの約93%)を支払っています。

第7回目の支払いによって、承認された詐欺による損失に対する回収率は80.05%から81.35%に上昇しました。喜ばしいことにMVFはすべての被害者へ直接支払っており、これが意味することは我々が支払う額のすべてを貴方が受領できるということです。これを可能にするため、MVFはマドフ関連証券への貴方の資金の流出入を追跡し、書類を分析するための作業に尽力する必要がありました。しかし、それらの作業に費やした時間によりMVFは各被害者を特定し、彼らの損失額を計算することができました。その結果、他者を介さずに我々は直接被害者へ支払うことができました。

今回の分配は、回収率で1.3%の上昇という相対的には低い増加でしたが、3,846件の被害者に4億9,200万ドル超の「キャッチアップ」による支払いを行うことができたという事実を反映しています。これまで小切手を受領していなかった、または数年間受領していなかった被害者に対して、回収率を現在のレベルまで回復させることができたことに、我々は大変嬉しく思っています。これらのキャッチアップの支払いは、とりわけ保留中のビークルを通して投資を行った投資家からのすべての残りの申請を解決した米国司法省による決定を反映しています。これはMVFによるプロセスを完了するための非常に大きな一歩であり、また我々の残りの資金は、今や主に回収率向上のために用いられるべきことを意味しています。

今回の小切手の金額の多寡にかかわらず、貴方が小切手を換金することは極めて重要です。これまでMVFは被害者の方々が彼らの直前の小切手を換金しない場合でも、被害者の方々へ分配の都度小切手を発行してきました。我々がそうすることが可能だったのは、もし次の小切手も換金されないまま失効した場合、我々はその次の支払いにおいて他の被害者にこれらの資金で支払うことができたからです。しかしながら、明らかに最後の分配においてはそのような柔軟さをもつことはできません。被害者への支払いを最大化するため、我々は最後の小切手は第7回目の小切手を換金した人のみに制限する必要があります。そのため、どうぞ今回の小切手の換金を確実にし、最終的な支払いが受けられないことがないようにしてください。

我々の最後の資金を支払うまで、MVFは引き続きこの犯罪の被害者に人生の再生を支援する仕事を続け、これまでで最大かつ最も広範囲の回復を達成するための支援という我々の仕事を続けて参ります。我々は皆これほど多くの人々の支援ができていることを誇りに思い、また我々は今回の支払いが貴方の助けになることを信じています。

謹白
リチャード C. ブリーデン
特別管財人

本抄訳は、マドフ救済基金からの第7回目の小切手送付の際に同封されていた通知の記載に基づいて、SMBC日興証券株式会社が作成したものであり、原文と抄訳に乖離または齟齬がある場合は原文が優先されます。

この小切手は、小切手が発行された日付（Issue Date）から180日で無効となりますので、速やかに換金ください。

この分配の支払いにかかる税制上の取扱いは、申請者ご自身でご確認願います。この分配の支払いの適切な取扱いに関しましては、ご自身の税務アドバイザーにご相談ください。

米国の納税者に関しましては、この分配は、貴方がマドフ関連証券での詐欺で金銭的損失を被った補償として、元本の部分的払戻しに相当します。この分配による税の取扱いの結論は、皆様個々の状況や米国内国歳入庁2009-20改訂手続きに従って、詐欺被害損失として控除の申請をしていたかどうかにより様々です。すべての受取人は、今回の分配が、申告すべき支払いに相当するかどうかについて、税務の専門家に相談すべきです。米国司法省と特別管財人は、被害者に対して税務に関するアドバイスをすることはできないということにご留意願います。この資料に含まれる情報は、単に情報提供を目的とするものであって、税務に関するアドバイスではありませんし、信頼に足るものではありません。